

第七十四回  
帝國議會  
貴族院

## 軍馬資源保護法案特別委員會議事速記錄第五號

昭和十四年三月十三日(月曜日)午後一時  
三十九分開會

○委員長(伯爵藤口直亮君) 只今ヨリ委員

會ヲ開會致シマス、本日ハ本會議が長引キ

マシタ爲ニ、委員會ヲ午前十時ヨリ開會ス

ベキフ午後ニ延期致シマシテ非常ニ御迷惑

ト存ジマスガ、已ムヲ得マセヌデシタカラ

此ノ段御了承ヲ願ヒマス、前會ニ引續キマ

シテ御質問ヲ願ヒマス、出來マスレバ此ノ

競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律案ト云フ之

ヲ先ニ片付ケタイト存ジマスガ、之ニ直接

關聯スル何カ御質問ガゴザイマスレバ、其

ノ方ヲ先ニ願ヒタイ

○男爵關義壽者 此ノ間馬政局長官カラ御

話ガゴザイマシタノデ、大抵分ッタノデゴザイ

マスガ、尙百分ノ十八ト百分ノ十一・五ニナ

リマシタケレドモ、此ノ見込ノ差額ハドレ

位殖エマスカ、ソレカラ百分ノ十五ガ十八

ニナルト云フ、是ハドレダケノ收入ガ殖エ

マスカ、其ノ御見込ト今迄ノ額トノ御比較

ヲチヨット御示シ願ヒタイ

○政府委員(荷見安君) 今回競馬法ノ臨時  
特令ニ關スル法律ニ依リマシテ、控除金額百分ノ十一・五ト改ヌマスルト云フト、大體  
收入ガ千七百八十萬圓バカリニ相成リマス  
ノデ、昭和十三年度ノ歳入見込額一千二十  
餘萬圓ニ比較致シマスト云フト、七百六十三萬圓バカリノ收入ニナル見込デアリマス、  
ソレハ本年度ノ勝馬投票券ノ賣レ高ガ、略、  
十三年度ト同額ニアルモノト推定致シマシ  
テノ計算デゴザイマス○男爵關義壽者 勝馬投票券二十圓ノガ、此  
ノ前三圓トカ御言ヒニナリマシタガ、ソレ  
ガ十八ニナッテ、三圓六十錢ニ殖エル譯デセ  
ウカ、ソコノ所ガチヨット能ク分リマセヌデ  
スガ、是等ノ勝馬投票ニ依ル歩合ハ、詰リ  
イマスカ○政府委員(荷見安君) 是ハ、是迄百分ノ十  
五ヲ控除額ニ致シテ置キマシテ、其ノ中カ  
ラ百分ノ八ヲ政府納付金ニシテ居ツタノデ  
ゴザイマス、ソレヲ百分ノ十一・五ヲ政府納  
付金ニ致シマスカラ、若シモ從來ノ通リデ  
ト減ル譯デゴザイマス、然ルニ今回ハ之  
ヲ、控除金ヲ百分ノ十八ト致シマシテ、其ノ中カラ百分ノ十一・五ヲ政府ニ納付スル  
ト考ヘマス

ウシテ殊ニ軍需工業ノ盛ンナル都會地方ニ於テハ、非常ナ收入ヲ勞働者ナリ其ノ他ガ收入シテ居ル事實等ヲ考へテ見マスト、目下ノ如キ時局ニ於テ競馬ヲ行ハレル際ニハ、盛況ヲ呈スルノデナイカト思フノデアリマス、ソレデ競馬ガ、其ノ軍馬政策ノ上ニ於テ偉大ノ效果ガアルト云フコトハ段々御説明モアツタノデアリマスガ、併シ一般ノ人氣カラ言ヒマスト、競馬ハ矢張リ此ノ賭博的興味ヲ以テ行ハレルト、斯ウ云フコトハ大多數ノ者ガ言ツテ居ル、馬券ヲ買フ者モサウ云フ氣持デ其ノ興味ニ依ツテ行ク、世ノ中ノ人モ競馬ヲ見ルコトハ亦サウ云フ意味合デ見テ居ルノデハナイカト思ヒマス、既ニ歐洲戰後ノ好景氣ト云フ時ニモ競馬ガ非常ニ榮エタト云フノモ、矢張リ好景氣ノ時ニハ盛シニナルコトヲ考ヘマスト云フト、今ノヤウナ世ノ中ノ狀態ニ於テハ非常ニ繁昌スルノデハナイカト思ヒマス、サウシテ此ノ繁昌スルト云フコトハ世道人心ニドウ云フ影響ヲ及スデアラウカ、今ハ非常ニ統制トカ或ハ抑制トカ云フコトガ非常ニ行ハレテ居ル、殊ニ近年貯蓄ノ風ヲ盛ンニシナクチヤナラヌ、貯蓄ヲ盛シニシナケレバナラヌ、民心ハ緊張シナケレバナラヌ、斯ウ云フ點

ニ於テ、國民精神總動員ノ爲ニ政府ハ非常ニ盡力セラレテ居ル、處ガ此ノ競馬方非常ニ盛シニナリマスト云フト、人民ノソレニ對スル感想、殊ニ地方民ノ都會ノ民心ニ對スル影響ニ於テハ、至大ノ影響ヲ來スペキ形勢ニアルト云フコトハ、豫想シ得ラル、ノデヤナイカト思ハル、ノデアル、要スルニ國家ガ盛シニ國民ニ強要スル所ノ政策ト、此ノ競馬ガ盛シニナルト云フコトトハ、非常ニ反對シタル現象ヲ起シテ來ヤシナイカト思フ、サウシテ最モ緊張スベキ民心ニ惡影響ヲ來シヤシナイカ、殊ニ地方競馬ヲ改正セラル、コトニナッテ居ツタノデアリマス、都會ニ於テノサウ云フ情況ヲ見テ居ルノデハナイカト思ヒマス、コトニナッテ民ノ感情ハ良クナイト大體考ヘラレルノデアリマス、都會ニ於テノサウ云フ情況ヲ見タラ、一層都市ヘノ感想ト云フモノハ違ツテ來ヤセヌカト思フ、サウ云フコトナドニ對シテ政府ハドウ御考ニナツテ居ルカ、私ノ言フ所ノモノガ杞憂デアレバ至極結構デアリ

○宇佐美勝夫君 今ノ御話ハ、二十圓ノ馬券ノ政府ニ納メ方ノ歩合ガ違ツテ來ルト云フコトヲ立テ、居ラレルカ、御話ヲ承レバ仕合セト思ヒマス  
○政府委員(荷見安君) 只今申上げマシタ勝馬投票券ヲ發賣致シマシタ場合ノ撲除金額ヲ、百分ノ十五ヲ百分ノ十八ト引上ゲル

コト、ソレハ既ニ競馬ノ觀覽者ガ、勝馬投票券ヲ購買致シマシタ時ニ、法律ノ力ニ依ツテ、是迄ハ三圓控除サレマスレバ濟ミマシタモノガ、三圓六十錢控除サレナケレバ濟ソレダケ觀覽ニ對シテハ負擔ガ増加致シタコトニナル筋合デアリマシテ、是等ハ現在ノヤウニ發賣高モ相當ニ上リマス際ニハ、此モ競馬ガ盛シニナルト云フコトトハ、非コトニナル筋合デアリマシテ、是等ハ現在ノヤウニ發賣高モ相當ニ上リマス際ニハ、ソレ位ノ負擔ヲ増加致シマシテモ競馬ノ施行ニハ差支ヘルコトハナイト云フ考カラ、正セラル、コトニナツテ居ツタノデアリマス、都會ニ於テノサウ云フ情況ヲ見トハ幾ラカ制限サレルオウナ結果ニ、一面カラハ見ラレルノデハナイカト思フノデアリマシテ、今回茲ニ出シマシタ特例ニ關スル法律案ハ競馬ノ繁昌ヲ來スト云フ方向ニハナラヌモノデハナカラウカト考ヘテ居リ

○宇佐美勝夫君 其ノ差ガ甚ダ少イヤウデ、競馬ニ行ク人ハソンナコトニ頓著シナイデ行クグラウト思ヒマスガ、ソレガ爲ニフコトデアリマスガ、競馬ニ行ツテ馬券ヲ買フ其ノ者ニハ影響ハナイカト思ヒマスガ、ガ總テ負擔ヲスルコトニナリマスカラ、購買者ニナリマセウカ  
○政府委員(荷見安君) ソレデ來ル人ヲ制限シヨウト云フ趣旨デハ、此ノ法案ハゴザイマセヌガ、兎ニ角是迄ハ二十圓ノモノヲノ人々ニ對シテ、別ニ負擔ガ多クナルト云

買へバ三圓納メレバ濟シグモノガ、二十圓  
ノモノヲ買へバ三圓六十錢納メナケレバ濟  
マヌト云フコトハ、購買者ニ取ッテハ相當ノ  
負擔ノ増加ニナルト考ヘテ居リマス

○宇佐美勝夫君 是ハ私ハ、產馬ノ方ノ計  
畫者ヨリモ、總理大臣ナリ文部大臣ニ聽イ  
テ見タイヤウナ感ジガシマス、私ハ目黒ノ  
競馬ノアル時ニ、アノ邊ニ住ンデ居タノデ  
アリマス、實ニアノ盛況ヲ見テ、人心ニ及

ト思ウテ、始終惧レテ居ッタノデアリマス、  
今後此ノ時局ノ下ニ行ハレル競馬ニ付テモ、  
必ズサウ云フ事ガ起リハセヌカト云フ虞ヲ  
持ツテ居リマス、何トカ之ニ對シテ政府ニ於  
テモ御考ノ必要ガアルモノデハナイカト云  
フヤウニ考ヘマス、併シ私ノ質問ハ此ノ程  
度ニ止メテ置キマス

○委員長(伯爵壽口直亮君)　宇佐美君、文  
部大臣ノ出席ヲ求メナクテモ宜シウゴザイ  
マスカ

○宇佐美勝夫君　マア其ノ他ニ序デガアリ  
マシタラ……

○堀切善次郎君　勝馬投票券ノ制度ハ、見  
ヤウニ依リマシテハ、矢張リ賭博類似ノコ  
トデ、今宇佐美サンアタリノ御話ガアリマ  
シタヤウニ、相當人心ニ及ス影響ガ好マシ

クナイモノガアルヤウニ考ヘラレルノデア  
リマスガ、之ヲ止メルコトガ出来マスレバ  
是ハ理想タト思ヒマスケレドモ、假ニ之ヲ  
禁ゼラレテ居ル事柄ヲ、殊ニ此ノ法律ニ依ツ  
テ許サレルコトデアリマスカラ、之ニ依ツテ  
收入シタル、利得シタル點ガアリマスレバ、  
ソレハ出來ルダケ政府ノ方ニ收納スルガ一  
番良イ方法デハナイカト思ヒマス、或ハ日  
本競馬會ト云フヤウナモノノ經營ニ致シマ  
スヨリモ、政府直營ニスル方ガ適當ヂヤナ  
イカト云フ感ジヲ持チマスガ、ソレニ關聯致  
シマシテ、此ノ第一項ト第二項ノ歩合ヲ定メ  
マシタ此ノ標準ニ付テ御伺ヒ致シタイノデ  
アリマス、先づ第二項ノ方デ十五ヲ十八ニ  
二割程度上ゲタト云フ御話デアリマスガ、是  
ハ一ツノ標準デアリマスガ、更ニ之ヲ百分  
ノ十八ト云フモノヲ、百分ノ二十位ニ上ゲ  
テモ差支ナイノデハアリマスマイカ、或ハ  
馬券ノ賣行キ或ハ呑屋ノ弊害ヲ防グト云フ  
ヤウナ、馬政局長官ノ御説明ニナリマシタ  
ノ二十位ニ歩合ヲ上ゲテモ宜シイヂヤナイ  
カト云フ感ジガ致シマスガ、ソレヲ十八  
ニ止メマシタノハ何カ特別ノ理由ガアルノ  
デアリマセウカ、其ノ理由ヲ伺ヒタイト思ヒマ

ス、ソレカラ第一ニ第一項ノ方ノ十一・五ト云  
フコトニ上ゲラレマシタ此ノ標準ニ付テ伺ヒタ  
イト思ヒマス、是ハ假ニ第二項ノ方ヲ十八ト  
致シマシテモ、第一項ノ方ノ十一・五ト云フノ  
ハ、是ハ十二デモ十三デモ差支ナ、イデヤナイ  
カト云フ感ジガ致シマス、第二項ノ方ヲ一二  
十ト云フ點迄上ゲラレルコトガ出來ルトシ  
マスレバ、第一項ノ方ハ十五位迄行ッテ宜  
イノデヤナイカト思ハレマスガ、ソレハ競  
馬會ノ方ニ收得スル歩合ニ於テハ段々減ツ  
テ來テハ居ルヤウデアリマスガ、恐ラク  
入場料モ、或ハ此ノ馬券ノ此ノ歩合ニ依リ  
マス競馬會ノ收得シマス金額モ、非常ナ增  
加ヲ來シテ居ルノデヤナイカト思ヒマス、  
御提出ニナリマシタ日本競馬會ノ豫算ヲチ  
ヨット見マシテモ、ナカノ大キナ豫算デモ  
アリ、相當多額ノ豫備費ガ計上サレテ居ル  
ヤウナ狀態デ、可ナリ餘裕ノアル豫算ノナ  
ウニ考ヘラレマス、恐ラクアノ十三年度ノ  
豫算ハ、十三年度ノ實際ノ收入ヨリモ豫算  
ガ多イ、マダ餘程超過シタモノガ收入サレ  
テ可ナリノ餘裕ガアルノデハナイカ、歩合  
ガ、七ガ或ハ六・五ト云フコトニ減ツタシ  
タ所デ、餘程ノ餘裕ガアルノデヤナイカト

想像サレマスガ、ソレ等ノ點カラ考ヘテ見  
二或ハ十三、第二項トノ關係ニ於テハ更ニ  
尙餘計ニ之ヲ増加シテモ、差支ナカリサウ  
ナ風ニ想像サレルノデアリマスガ、實際如  
何ナモノデアリマセウカ、之ニ對シマシテ  
ノ政府ノ御考ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(荷見安君) 大體此ノ第二項ノ  
規定ニ依リマシテ、百分ノ十八ト云フコト  
ニ賣得金ノ額ヲ致シマシタノハ、是ハ只今  
御話ノアリマシタヤウニ、是ハ餘リニ高メ  
マスト云フト、呑屋ノ取締等ノ關係モアル  
ノデアリマシテ、サウ云フ弊害モ一層助長  
サレル虞ガアル、又購買者ノ關係カラ申シ  
マスト、只今申上ゲマシタヤウニ、二割程  
度ノ引上ニナルノデアリマシテ、其ノ程度  
ガ已ムヲ得ザル程度デアラウガ、ソレヨリ  
引上げマスト云フト又弊害モ餘計ニ出テ來  
ル、詰リ取締等ノ關係カラモ益々呑屋ノ跋扈  
ト云フヤウナコトモ出テ來ルノデハナカラ  
ウカ、斯ウ云フ風ニ考ヘマシタ、ソレカラ  
二割ト云フノハ普通現在ニ於キマスル負擔  
ノ増加ノ程度等ニモ權衡ヲ取ッテ考ヘマシ  
タ譯デアリマス、ソレカラ百分ノ十一・五ト  
云フコトニ納付金ヲ致シマシタノハ、是ハ

リマスト云フト相當多額ノ經費ガ要ルノデアリマシテ、ソレニハ餘程收縮ヲ致シマシテモ、百分ノ六・五位ノ程度ハ必要デアルト考ヘタ譯デアリマシテ、ソレハ只今モ申上ゲマシタヤウニ、日本競馬會ノ方ノ收得歩合金ハ昨年ノ暮ノ施行規則ノ改正ニ減少致シテ居リマシテ、ソコニ又今回是ガアリマスト、其ノ點ガ又減少サル、ノデアリマシテ、其ノ外ニ事變發生以來、國防獻金等ノ關係モアリマシテ、ソチラノ方ヘモ自發的ニ出シテ居ルモノモゴザイマス、サウ云フ點カラ見ルト、百分ノ六・五位ノ控除金ガゴザイマセヌト、競馬ノ施行ヲ適當ニヤッテ行クノニハ困難デアルト認メマシテ、百分ノ十一・五ト云フ政府納付金率ヲ定メタ譯デアリマス

○堀切善次郎君 此ノ日本競馬會ノ收得ノ歩合ヲ六・五ト致シマシテ、ソレデ斯ウ云フ風ニナリマセヌ十三年度ノ競馬會ノ豫算ト比較ヲ致シマシテ、矢張り競馬會ノ收入ハ、馬券ノ賣行ガ非常ニ多イ關係、入場料ガ多クナルト云フヤウナ關係カラ、競馬會ノ收入ハ相當六・五ニ致シマシテモ十三

年度ノ豫算ニ較ベテ餘程餘計ニナッテ居ルコト想像致シマスガ、ソレハ馬政局ノ方デハドウ云フ風ニ御觀察ニナルノデアリマ

セウカ

○政府委員(荷見安君) ソレハ只今モ御話ガアリマシタヤウニナカノ觀覽者ノ數モ時局柄殖エテ參ルノデアリマシテ、從來ノヤウナ設備デ置キマスト云フト、勝馬投票券ヲ買ヒニ行カウト思ツテモナカノ買ヒ切レヌト云フヤウナ場合モアルシ、非常ナ混雜ヲ起シマスト、ソコデ中間ニ入ル者ガ色々素スヤウナ行爲モ出テ來ルノデアリマスカラ、此ノ仕事ヲヤッテ行クト云フ點カラ見マスト云フト、一面カラハ現在ノ設備モ相當、例ヘバ穴場ノ擴張デアルトカ觀覽席ノ增加デアルトカ云フ風ナコトモシテ、風教上ニモ差支ノナイヤウニシテ、適切ナ設備ヲシテ行カナケレバナラスト思ヒテ、ソチラノ方ノ設備ノ經費モ要ルト思ヒマス、ソレカラ一般的ニ物價モ騰貴シテ居リマスノデ、競馬會ノ方デ馬場ヲ維持シマス、ソレカラ一般のニ物價モ騰貴シテ居ストカ、或ハ其ノ他修繕費デアルトカ、人ヲ雇フ經費トカ云フ風ナモノガ總チ増加致シテ参リマスノデ、其ノ位ノ程度ハナクテハ困ルグラウト考ヘテ居ルノデアリマス

○堀切善次郎君 モウ一ツ別ナコトヲ御伺ヒ致シタイト思ヒマスガ、此ノ競馬ノヤリ方ニ付キマシテ、私ハ素人デ一向詳シクハ

アリマセヌデスガ、公認競馬ニ於キマシテ

モ、競馬ニ出ル馬ハ從來ハ輕イ方ノ馬、詰リ「サラブレッド」ノヤウナモノガ出、又サウ云フモノガ出ナケレバ勝テナイヤウナ實情ニナッテ居タト思ヒマスガ、サウ云フ輕イ馬ガ出テ居ルト云フバカリデハ、昨日御説明ハアリマシタガ、此ノ度ノ馬政計畫ノ陸軍ノ方ノ御要望ニ副フヤウナ「アングロノルマン」系ト云フヤウナモノヲ中心ニシテ改良シテ行クト云フ上カラハ、馬政計畫ノ上カラハ頗ル離レタ「サラブレッド」ノヤウナ輕イ、極ク僅力ナモノヲ必要トスルモノガ中心ニナッテ、公認競馬ガ行ハレルト云フヤウナコトニナルノデアリマセウカ、或ハサウ云フコトニ付テハ何カ今度ハ方法ガ變ツテ、矢張リ陸軍ノ要望ニ依ツテ獎勵サレルヤウナ風ナ「アングロノルマン」系ト云フアリマセウカ、其ノ點ヲチヨツト御伺ヒシタルベキ資格ヲ有スル輕種ニ限ツテ之ヲ出走セシメマシテ、其ノ能力ノ検定ヲ行ヒ、リマス所謂公認競馬ニ於キマシテハ、種馬テ之ヲ行フノヲ最モ適當ナル方策ト認メテ居ルノデアリマス、從ツテ將來競馬法ニ依リマスカラ、輕種ノ能力ノ検定ハ競馬ニ依ト云フモノハ無クテハナラヌモノデアルノリマシテ、殊ニ乘馬ノ改良ニハ輕種ノ血液種ノ血液ヲ必要トスルコトガ大キイノデアリマスカラ、輕種ノ能力ノ検定ハ競馬ニ依ト云フモノハ無クテハナラヌモノデアルノリマシテ、殊ニ乘馬ノ改良ニハ輕種ノ血液種ノ血液ヲ必要トスルコトガ大キイノデア

モ、競馬ニ適當ナル種類ハ中間種ニ限ルコトニリ「サラブレッド」ノヤウナモノガ出、又サウ云フモノガ出ナケレバ勝テナイヤウナ實情ニナッテ居タト思ヒマスガ、中間種ノ改良増産ニハ濃イ淡イノ差等ハアリマスケレドモ、輕

ナッタノデアリマスガ、中間種ノ改良増産ニハ濃イ淡イノ差等ハアリマスケレドモ、輕

○ 説明員(佐々田伴久君) 私カラ御答へ致  
シマス、今回陸軍ノ御要望ニナリマシタル乗  
馬、乗型馬、輓型馬ハ主トシテ中間種デゴ  
ザイマス、其ノ中間種ノ中ニハ現在ノ新シ  
イ種類稱呼ニ依リマシテ「アングロノルマ  
ン」、「アングロノルマン」系種、中半血種、  
重半血種トモウ一ツ半血種ガゴザイマス、  
ソレ等ノ五ツノ種類ガアルノデアリマスガ、  
陸軍ノ方ニ於カレマシテハ、此ノ種類ノ順  
序ニ依ッテ「アングロノルマン」、「アング  
ロノルマン」系種、中半血種ガ乗型トシテ  
ハ宜シイ、ソレカラ輓馬トシテハ以上三ツ  
ノモノニ重半血種ヲ加ヘテ四ツノ中間種ガ  
最モ適當デアルト言ッテ居ル、デアリマスル  
ガ、「アングロノルマン」ヲ是非共要スルノ  
情カラ申シマシテモ「アングロノルマン」ト  
云フ純粹ノモノハ、我ガ國ニ於キマシテハ  
ケレドモ、九百頭バカリ、約千頭足ラズノ  
モノデアリマス、ゾレデアリマスカラ、是  
等ノ血液ヲ受ケタ「アングロノルマン」系  
種、殊ニ中半血種ニ重點ガアルノデアリ  
マス、我ガ國ノ馬ハ「アングロノルマン」

ノ系統ヲ受ケテ居リマスガ、殆ド雜種デ  
中半血ニ屬スルコトニナシテ居ル、ソレ  
デ將來改良シテ行クニ付キマシテモ、今日  
迄ノ改良ガ、中間種ハ主トシテ「アングロ  
ノルマン」ニ依ツテ改良シテ參ツタノデアリ  
マスノデ、血液ノ更新上優良ナル此ノ種類  
ノ種牡馬ヲ、種牡馬ノ種牡馬トシテ、原々  
種ト致シマシテ少數ノ外國馬等ハ入レルコ  
トニナシテ居リマスケレドモ、我ガ國ノ馬ヲ  
改良致シマシテ「アングロノルマン」ニ統一  
シテ行クト云フ考ヘナイノデゴザイマシテ、  
陸軍ノ最モ要望セラレマスル我ガ國ノ血液  
モ相當混入シテ居ル中半血ヲ改良致シマス  
爲ニ、「アングロノルマン」ヲ種トシテ使フ  
程度ニ「アングロ」ニ付テハ決ヌテ居ルノデ  
アリマス

ニ屬スルノデアリマスガ、「アングロノルマン」ノ種牡馬ニ付キマシテハ、之ヲ乗型越  
型ニ別チマシテ、現在外國カラ來テ居リマスモノガ約二百頭、ソレカラ内國產ト申シ  
マセウカ、日本デ出來マシタ「アングロノル  
マン」ガ約同數位ニナッテ居リマス、其ノ外ニ  
「アングロノルマン」ヲ一回掛けマシテ、サウ  
シテ今度ノ種類デハ「アングロノルマン」系種  
ト申シテ居リマスガ、是ガ約三百餘頭居ル、  
デアリマス、サウ云フ譯デアリマシテ相當  
多數要リマス、此ノ中間種ノ種馬ヲ、「アン  
グロノルマン」ヲ全部整備スルト云フコトハ  
是ハ相當困難ダト思ヒマス、牝馬ノ方モ姿  
源ガ限リガアリマズノデ、大部分ノ種馬ハ約  
矢張リ「アングロノルマン」ノ血ヲ多少ハ愛  
ケテ居リマセウケレドモ、中半血種ト云フ  
モノガ主體ヲナス、斯ウ思ヒマス

馬ノ種類ノ多寡、馬ノ性質、馬ノ利用目的等、馬の選定基準は、馬の外見的特徴、馬の性格、馬の能力、馬の歴史、馬の繁殖歴等を考慮して決定される。馬の外見的特徴としては、馬の大きさ、馬の筋肉量、馬の骨格構造等が挙げられる。馬の性格としては、馬の温順さ、馬の警戒心、馬の強烈な攻撃本能等が挙げられる。馬の能力としては、馬の走行速度、馬の耐久力、馬の敏捷性、馬の力量等が挙げられる。馬の歴史としては、馬の血統、馬の繁殖歴、馬の歴史的背景等が挙げられる。

省ノ方デ御決ヌニナリマシタ今度ノ馬改良  
方針ニ依リマスト、乘馬、輓馬、小格輓馬  
ガ入ル、ソレカラ戦列駄馬、輶重輓駄馬ト  
云フモノハ總テ小格輓馬ト、斯ウ云フ風ニ  
了承シテ宜シイノデアリマスカ  
○説明員(栗林忠道君) 重輓馬ト申シマス  
ノハ、軍馬トシテハ考ヘテ居ラナイ、農馬  
ノ「クラス」デゴザイマス  
○伯爵壽口直亮君 アトハ今ノ、私ノ考ヘ  
通リデ宜シウゴザイマスカ  
○説明員(栗林忠道君) 左様デゴザイマス  
○伯爵壽口直亮君 サウスルト今度農林省  
ノ方へ伺ヒマスガ、「ペルシヨン」ヤ「ク  
ライヅデール」、アノ本當ノ重種、是ハ日本  
デヤ必要ノナイ……殊ニ一遍是ハ青森デハ  
シクジリマシタシ、北海道デモ可ナリシク  
ジッテ居ルノデアリマスガ、是ハ陸軍ノ方デ  
ハ御入用ガナイ、所謂純粹ノ農馬トシテ御  
使ヒニナル御見込ハ十分アルノデアリマセ  
ウカ、其ノ邊ノ所ヲ一ツ説明ヲ願ヒタイ  
○説明員(佐々田伴久君) 従來重種ハ北海  
道ガ主デアリマシテ、一部秋田ト長崎縣ノ  
南高來郡デ生産シタコトガアルノデアリマ  
ス、併シ最近ニ於キマシテハ、秋田、長崎

オ爺サンオ婆サン位ナ馬デアルト云フ譯デ  
アリマシテ、北海道ニ於テハ相當多數ノ重  
種ヲ生產シテ居ルノデアリマス、處デ今回  
ノ馬政計畫ニ於キマシテ、此ノ重種ノ取扱  
ハドウナッテ居ルカト申スノデアリマスガ、  
陸軍ノ御要求ニナッテ居リマスモノハ中間  
種デアリマシテ、其ノ中ノ輓型ト致シマシ  
テ、或ハ「アングロノルマン」、或ハ「アング  
ロノルマン」系種、中半血種、重半血種ト云  
フノガアリマス、其ノ中ノ輓馬ト致シマシ  
テハ、從來一般的ニ考ヘラレテ居ツタヤウ  
ナ輓馬デナク、一段ト體幅骨量ニ富ンダガッ  
チリシタ輓馬ヲ軍馬トシテ御要求ニナッテ  
居ルノデアリマス、デアリマスカラ、一言  
ニシテ申シマスレバ、「フランス」アタリノ  
「コップ」型、中間種ノ「コップ」型ノ「アング  
ロノルマン」ノヤウナモノヲ生產シテ居ル  
ノデアリマス、此ノ「コップ」型ノ中半血種ナ  
リ、重半血種ヲ作リマスノニハ、矢張リ中  
間種ニ重種ノ血液ヲ混ゼマシテ、此ノ書類  
ニ書イテアリマス重半血種、此ノ重半血ガ  
重種ノ血液ヲ承ケ繼イデ居リマス關係上、  
體幅骨量ノアルモノガ、陸軍ノ要望セラレ  
ルヤウナ輓馬格ニ最モ適當デアルト思フノ  
デアリマス、現ニ北海道アタリデ中間種ト

重種ヲ掛ケ合シタモノデ適當ナ馬格ノモノ  
ガ相當アルノデアリマシテ、此ノ重半血ヲ  
造リマス爲ニハ、矢張リ重種ノ血液ヲ種ト  
シテ、丁度乗型ノ中半血種ヲ造リマスノニ  
輕種ガ必要デアリマスト同様ニ、中半血種  
ノ輓馬型ノモノヲ造リマス爲ニハ相當血量  
ヲ混用スルコトガ必要ニナッテ來ルノデア  
リマス、デアリマスカラ、重種ソレ自體ハ  
軍馬ノ目標デハナイノデアリマスケレド  
モ、矢張リ中間種ノ體幅骨量ニ富ンダ輓馬  
ヲ造ツテ行ク爲ニハ、相當多數ノ重種ヲ要ス  
ルコトニ相成ツテ居ルノデアリマス  
○伯爵壽口直亮君 先程私ノ伺ヒマシタノ  
ハ、此ノ重種ハ農用ニ使ヘマスカ、使ヘマ  
セヌカ  
○説明員(佐々田伴久君) マア外國アタリ  
デハ農用トシテハ重種ガ殆ド大部分デアリ  
マスガ、我ガ國ニ於キマシテハ、北海道等  
デハ產業上農馬トシテ、或ハ色々ナ輓馬ト  
致シマシテ使ツテ居リマス、又相當此ノ重種  
格ノモノハ、今日デハ寧ロ種馬トシテ値段  
目標デハナイノデアリマシテ、改良上必要  
ガ高イコトニナッテ居リマス關係デ、非常ニ  
珍重サレテ居ルノデアリマス、併シ軍馬ノ  
ナ譯デアリマスノデ、特ニ之ヲ今後モット増  
産シナケレバナラヌト云フヤウナ考ハ持ツ

○伯爵毒口直亮君 御趣意ノ所ハ能ク判リ  
マシテゴザイマスガ、次ニ伺ヒタイト思フ  
ノハ、要スルニ重種ヨリモ、純粹ノ種馬トシ  
テ軍ニ於テ優良ナルモノガ欲シイト云フノ  
ハ、馬政上是ハ御尤ナコトデアリマスガ、  
但シ輕種ノ方ハ今ノ競馬ニ依シテ比較的樂  
ニ改良ガ出來テ來ル、處ガ中間種ト重種ノ  
種馬ニ付テハ、可ナリ金ヲ出サナケレバ是  
ハムツカシイ話ダト思フ、サウズルト先程  
堀切委員ノ御質問ノアツタ通り、先程政府委  
員ハ頻リニ仰シヤッテ居リマシタケレドモ、  
我々ガ此ノ表ヲ見マシテ檢討シマシタ所ニ  
依ルト、競馬ニ依ッテ得ル所ノ金ト云フモノ  
ハ、可ナリ大キク且ツ餘裕ノアルモノト思  
レルカ、若シクハ競馬會カラ種馬ノ改良ニ  
關スル費用ヲ寄附スルナリ、何ト云フカ知  
リマセヌガサウ云フモノヲ出サシテ、サウ  
シテ此ノ中間種及重種ノ種馬ヲモット増額サ  
レタ方ガ、改良ニ盡サシタ方ガ有效デヤ  
リマセヌ

ナイカト思ヒマスガ、之ニ關スル政府ノ御

所信ヲ伺ヒタウゴザイマス

○政府委員(荷見安君) 政府ト致シマシテ

ハ、此ノ馬政計畫ノ種牡馬ノ改良上、必要  
ナル經費ハ出來ルダケ豫算ニ計上シテゴザ  
イマスノデ、此ノ範圍デヤツテ行キタイト  
思ッテ居リマス、勿論競馬會等ニ餘裕ガアリ

マスレバ、ソレニ越シタコトハナイノデア  
リマスカラ、適當ニソレ等ノモノニ貢獻セ  
シムルコトハ勿論ダト考ヘテ居リマス、

○伯爵溝口直亮君 ソレデハ今實際ニ此ノ  
表ニ付テ、數字ニ付テ御所信ヲ伺ヒタイト  
思ヒマスガ、昭和十三年度日本競馬會收支  
豫算ト云フ配付ニナリマシタ之ニ依ルト、  
收入、支出共ニ三千二百三十五萬餘圓、其  
ノ内譯ガ政府納付金ガ約八百二十萬圓バカ  
リデアル、サウスルトアトノ二千四百萬圓  
ト云フモノハ競馬會ノ使ヘル金デス、其ノ  
中ノ馬事國防獻金ト云フノハ、是ハ純粹ノ  
臨時ノモノト考ヘル、ソレカラ豫備費ガ六  
百六十萬圓、積立金ガ百二十萬圓、兩方デ  
ケ詰リ餘裕ガアルコトニナル、其ノ以外ニ  
尙百二十萬圓ト云フモノガ馬產獎勵費ト云  
フモノニナッテ居ル、ドウモマダ是ハ十分餘

裕ガアル勘定ダト思フガ、是ガドウシテモ  
餘裕ガナイモノト政府ハ御認ニナリマスカ

○政府委員(荷見安君) 是ハ昭和十三年度  
日本競馬會收支豫算ノ中デ、政府納付金ノ方  
ハ、實際決算方餘計ニナッテ參リマスレバ増  
加致スノデアリマス、ソレカラ豫備費ガ六  
百六十萬圓バカリゴザイマスガ、是ハ日本

競馬會ガ成立致シマシタ時ニ、從前ノ競馬  
俱樂部カラ引繼ギマシタ金額ガ八百萬圓バ  
カリアッタノデアリマス、サウ云フモノガ大  
體本體トナッテ此ノ六百六十萬圓バカリニ  
ナッテ居リマス、ソレカラ馬產獎勵費ノ方  
ハ、是ハ下ニモ書イテアリマスヤウニ、畜  
產組合聯合會トカ、畜產組合トカト云フ風  
ナ此ノ方ニ助成金ヲ出シマシタリ、帝國馬  
匹協會ノ事業ノ補助並ニ日本乘馬協會ノ事  
業ノ補助、馬ニ關スル委託試驗費、馬學講  
座設置費、其ノ他ニナッテ居リマスノデ、是  
ハ此ノ位ノ程度ノモノハドウシテモ獎勵金  
トシテ、團體等ニ出サセルコトガ適當ダト  
思ッテ居ルノデアリマス、尙此ノ收支計算ヲ  
立テ、參リマシテ持越額ガ餘計ニナリマス  
レバ、是ハ政府ニ納付セシメルコトガ出來  
ルコトニナッテ居ルノデアリマス、競馬法ノ

ベキ準備資金ノ最高額ヲ超過スルトキハ其ノ  
超過額ヲ政府ニ納付セシムルコトヲ得」ト書

○政府委員(荷見安君) 此ノ勅令ハ、只今

イテ居ルノデアリマス、而シテ日本競馬會  
ハ創立致シマシテカラマダ日毛淺ク、競馬  
俱樂部カラ引繼イダ資產ノ整理モ、非常ニ  
色々ニナッテ居リマスノデ勘定ヲシテ居ラナ  
イヤウナ場合デアリマスカラ、斯ウ云フ狀  
況ニナッテ居リマスガ、ソレ等ガ完了シ、競

馬施行上ニ必要ナル設備等ガ整備致シマス  
レバ、只今御話ノヤウナ趣旨ニ依リマシテ、  
此ノヤウナ多額ノ金ヲ競馬會ニ保有スル必  
要ハナイノデアリマスカラ、馬事施設等ニ  
ハ、是ハ下ニモ書イテアリマスヤウニ、畜  
產組合聯合會トカ、畜產組合トカト云フ風  
ナ此ノ方ニ助成金ヲ出シマシタリ、帝國馬  
匹協會ノ事業ノ補助並ニ日本乘馬協會ノ事  
業ノ補助、馬ニ關スル委託試驗費、馬學講  
座設置費、其ノ他ニナッテ居リマスノデ、是  
ハ此ノ位ノ程度ノモノハドウシテモ獎勵金  
トシテ、團體等ニ出サセルコトガ適當ダト  
思ッテ居ルノデアリマス、尙此ノ收支計算ヲ  
立テ、參リマシテ持越額ガ餘計ニナリマス  
レバ、是ハ政府ニ納付セシメルコトガ出來  
ルコトニナッテ居ルノデアリマス、競馬法ノ

モウ出テ居ルノデスカ

申上ゲマスヤウニマダ競馬會ニ統制致シマ

シテ日ガ淺イモノデゴザイマスカラ、ドノ  
程度ヤレバ宜イカト云フコトガ判明致シ兼  
ネテ居リマスノデ、出シテ居リマセヌ

〔委員長伯爵溝口直亮君委員長席ニ復

ス〕

○侯爵西郷徳君 馬ノコトハ、地方デハ

經濟部長ノ管轄ニ移ルノダト思ヒマス、伯  
樂ノ取締、競馬ノ取締ト云フヤウナコトハ、  
從來ハ警察部長ガ……警察ガ取締ルト云フ  
コトニナッテ居リマス、昨今東京デ經濟部長  
ノ會議ガアッタガ、何モサウ云フ事ハ新聞ニ  
ハ出テ居ナインデアリマスケレドモ、田舎  
デハドウ云フコトニナッテ居ルデセウ

スノデ、無駄ノ經費ハ出來ルダケ縮小致シ

シテモ、此ノ收支ノ豫算ニ付キマシテハ、  
居リマス、其ノ道程ニ至ル迄ノ間ニ於キマ

モウ出テ居ルノデスカ

○政府委員(荷見安君) 此ノ勅令ハ、只今

モウ出テ居ルノデスカ

申上ゲマスヤウニマダ競馬會ニ統制致シマ

シテ日ガ淺イモノデゴザイマスカラ、ドノ

程度ヤレバ宜イカト云フコトガ判明致シ兼

ネテ居リマスノデ、出シテ居リマセヌ

〔委員長伯爵溝口直亮君委員長席ニ復

ス〕

○侯爵西郷徳君 馬ノコトハ、地方デハ

經濟部長ノ管轄ニ移ルノダト思ヒマス、伯  
樂ノ取締、競馬ノ取締ト云フヤウナコトハ、  
從來ハ警察部長ガ……警察ガ取締ルト云フ  
コトニナッテ居リマス、昨今東京デ經濟部長  
ノ會議ガアッタガ、何モサウ云フ事ハ新聞ニ  
ハ出テ居ナインデアリマスケレドモ、田舎  
デハドウ云フコトニナッテ居ルデセウ

スノデ、無駄ノ經費ハ出來ルダケ縮小致シ

シテモ、此ノ收支ノ豫算ニ付キマシテハ、  
居リマス、其ノ道程ニ至ル迄ノ間ニ於キマ

モウ出テ居ルノデスカ

○政府委員(荷見安君) 此ノ勅令ハ、只今

モウ出テ居ルノデスカ

申上ゲマスヤウニマダ競馬會ニ統制致シマ

シテ日ガ淺イモノデゴザイマスカラ、ドノ

程度ヤレバ宜イカト云フコトガ判明致シ兼

ネテ居リマスノデ、出シテ居リマセヌ

〔委員長伯爵溝口直亮君委員長席ニ復

ス〕

○侯爵西郷徳君 馬ノコトハ、地方デハ

經濟部長ノ管轄ニ移ルノダト思ヒマス、伯  
樂ノ取締、競馬ノ取締ト云フヤウナコトハ、  
從來ハ警察部長ガ……警察ガ取締ルト云フ  
コトニナッテ居リマス、昨今東京デ經濟部長  
ノ會議ガアッタガ、何モサウ云フ事ハ新聞ニ  
ハ出テ居ナインデアリマスケレドモ、田舎  
デハドウ云フコトニナッテ居ルデセウ

スノデ、無駄ノ經費ハ出來ルダケ縮小致シ

シテモ、此ノ收支ノ豫算ニ付キマシテハ、  
居リマス、其ノ道程ニ至ル迄ノ間ニ於キマ

モウ出テ居ルノデスカ

○政府委員(荷見安君) 此ノ勅令ハ、只今

モウ出テ居ルノデスカ

申上ゲマスヤウニマダ競馬會ニ統制致シマ

シテ日ガ淺イモノデゴザイマスカラ、ドノ

程度ヤレバ宜イカト云フコトガ判明致シ兼

ネテ居リマスノデ、出シテ居リマセヌ

〔委員長伯爵溝口直亮君委員長席ニ復

ス〕

○侯爵西郷徳君 馬ノコトハ、地方デハ

經濟部長ノ管轄ニ移ルノダト思ヒマス、伯  
樂ノ取締、競馬ノ取締ト云フヤウナコトハ、  
從來ハ警察部長ガ……警察ガ取締ルト云フ  
コトニナッテ居リマス、昨今東京デ經濟部長  
ノ會議ガアッタガ、何モサウ云フ事ハ新聞ニ  
ハ出テ居ナインデアリマスケレドモ、田舎  
デハドウ云フコトニナッテ居ルデセウ

スノデ、無駄ノ經費ハ出來ルダケ縮小致シ

シテモ、此ノ收支ノ豫算ニ付キマシテハ、  
居リマス、其ノ道程ニ至ル迄ノ間ニ於キマ

モウ出テ居ルノデスカ

○政府委員(荷見安君) 此ノ勅令ハ、只今

モウ出テ居ルノデスカ

申上ゲマスヤウニマダ競馬會ニ統制致シマ

シテ日ガ淺イモノデゴザイマスカラ、ドノ

程度ヤレバ宜イカト云フコトガ判明致シ兼

ネテ居リマスノデ、出シテ居リマセヌ

〔委員長伯爵溝口直亮君委員長席ニ復

ス〕

○侯爵西郷徳君 馬ノコトハ、地方デハ

經濟部長ノ管轄ニ移ルノダト思ヒマス、伯  
樂ノ取締、競馬ノ取締ト云フヤウナコトハ、  
從來ハ警察部長ガ……警察ガ取締ルト云フ  
コトニナッテ居リマス、昨今東京デ經濟部長  
ノ會議ガアッタガ、何モサウ云フ事ハ新聞ニ  
ハ出テ居ナインデアリマスケレドモ、田舎  
デハドウ云フコトニナッテ居ルデセウ

スノデ、無駄ノ經費ハ出來ルダケ縮小致シ

シテモ、此ノ收支ノ豫算ニ付キマシテハ、  
居リマス、其ノ道程ニ至ル迄ノ間ニ於キマ

モウ出テ居ルノデスカ

○政府委員(荷見安君) 此ノ勅令ハ、只今

モウ出テ居ルノデスカ

申上ゲマスヤウニマダ競馬會ニ統制致シマ

シテ日ガ淺イモノデゴザイマスカラ、ドノ

程度ヤレバ宜イカト云フコトガ判明致シ兼

ネテ居リマスノデ、出シテ居リマセヌ

〔委員長伯爵溝口直亮君委員長席ニ復

ス〕

○侯爵西郷徳君 馬ノコトハ、地方デハ

經濟部長ノ管轄ニ移ルノダト思ヒマス、伯  
樂ノ取締、競馬ノ取締ト云フヤウナコトハ、  
從來ハ警察部長ガ……警察ガ取締ルト云フ  
コトニナッテ居リマス、昨今東京デ經濟部長  
ノ會議ガアッタガ、何モサウ云フ事ハ新聞ニ  
ハ出テ居ナインデアリマスケレドモ、田舎  
デハドウ云フコトニナッテ居ルデセウ

スノデ、無駄ノ經費ハ出來ルダケ縮小致シ

シテモ、此ノ收支ノ豫算ニ付キマシテハ、  
居リマス、其ノ道程ニ至ル迄ノ間ニ於キマ

モウ出テ居ルノデスカ

○政府委員(荷見安君) 此ノ勅令ハ、只今

モウ出テ居ルノデスカ

申上ゲマスヤウニマダ競馬會ニ統制致シマ

シテ日ガ淺イモノデゴザイマスカラ、ドノ

程度ヤレバ宜イカト云フコトガ判明致シ兼

ネテ居リマスノデ、出シテ居リマセヌ

〔委員長伯爵溝口直亮君委員長席ニ復

ス〕

○侯爵西郷徳君 馬ノコトハ、地方デハ

經濟部長ノ管轄ニ移ルノダト思ヒマス、伯  
樂ノ取締、競馬ノ取締ト云フヤウナコトハ、  
從來ハ警察部長ガ……警察ガ取締ルト云フ  
コトニナッテ居リマス、昨今東京デ經濟部長  
ノ會議ガアッタガ、何モサウ云フ事ハ新聞ニ  
ハ出テ居ナインデアリマスケレドモ、田舎  
デハドウ云フコトニナッテ居ルデセウ

スノデ、無駄ノ經費ハ出來ルダケ縮小致シ

シテモ、此ノ收支ノ豫算ニ付キマシテハ、  
居リマス、其ノ道程ニ至ル迄ノ間ニ於キマ

モウ出テ居ルノデスカ

○政府委員(荷見安君) 此ノ勅令ハ、只今

モウ出テ居ルノデスカ

申上ゲマスヤウニマダ競馬會ニ統制致シマ

シテ日ガ淺イモノデゴザイマスカラ、ドノ

程度ヤレバ宜イカト云フコトガ判明致シ兼

ネテ居リマスノデ、出シテ居リマセヌ

〔委員長伯爵溝口直亮君委員長席ニ復

ス〕

ニ、馬政局長官ノ御答デアリマシタガ、競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律案、其ノ第一項ノ百分ノ十一。五ニ増加スル、是デ此ノ納付金ガ七百萬圓程増加スルト云フ御話、ソシタ數デアルト云フ御答ノヤウニ承知シマシタガ、今後新シイ軍馬資源保護法ノ規定ニ依ツテ競馬ヲヤラスヤウニナリマスト、競馬場ノ數モ非常ニ減ジテ參リマズ、ソレカラ此ノ競馬法ニ依ル五圓乃至二十圓ノ間ニ於テ勝馬馬券ヲ賣ルコトノ出來ルト云フノヲ、今回ハ三圓以内ト云フコトニナリマス、サウスルト今後改正サルベキ競馬ニ於テ、此ノ競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律ニ依ル納付金ト云フモノヲ勘定シマシタラバ、非常ニ少クナリハシマイカト思ヒマスガ、何カ御算定ニナツタコトガゴザイマセウカ○政府委員(荷見安君)只今御尋ノ方ハ、行競馬法通リ御話ノ二十圓以下ノ競馬ヲ施行セシメマス積リデアリマスノデ、大體ソレヲ根據ト致シマシテ、政府ノ納付金ヲ計算致シマシタノデゴザイマス、只今御話ノ地方競馬ノ整理ノ關係ニ付キマシテハ、是ハ地方競馬ニ付テハ之ヲ改善スベシト云フ

シタガ、今後新シイ軍馬資源保護法ノ規定ニ依ツテ競馬ヲヤラスヤウニナリマスト、競馬場ノ數モ非常ニ減ジテ參リマズ、ソレカラ此ノ競馬法ニ依ル五圓乃至二十圓ノ間ニ於テ勝馬馬券ヲ賣ルコトノ出來ルト云フノヲ、今回ハ三圓以内ト云フコトニナリマス、ソレカラモウ一面軍用保護馬ニ付テ居リマス、ソレカラモウ一面軍用保護馬ニ付テハ鍛錬ヲ加ヘルコトニ致シマシテ、其ノ鍛錬ハ、一般ニ全部ノ軍用保護馬ニ付テハ普通鍛錬ヲ致スノデゴザイマスガ、其ノ普通鍛錬ヲ致シマシタ軍用保護馬ノ成績ノ宜シイモノヲ選ビマシテ鍛錬競技ヲ行ハシメル、其ノ鍛錬競技ノ中、一府縣一箇所以内、北海道三箇所以内ヲ限リマシテ鍛錬馬競走ヲ行ハシメマシテ、此ノ鍛錬馬競走ニ於キマシテハ、額面三圓以内ノ優等馬票ヲ發行スルコトヲ得ル、斯ウ云フコトニ致スノデアリマシテ、今御話ノヤウニ、其ノ地方競馬ヲ廢止致シマスコトニ依リマシテ、是迄ノ賣上金ト云フモノハ全部無クナリマスガ、其ノ代リ鍛錬馬競走ヲ致シマス時ニ優等馬票ヲ發行致シマスモノガ若干出ル譯デゴザイマス、併シナガラソレハ箇所数ガ、只今申上ゲマシタヤウニ地方競馬ハ百十六箇所ガ廢止サレルノデアリマスガ、新シイモノハ、鍛錬馬競走ハ最モ多ク認メラレマシテモ各府縣一箇所以内、北海道三箇所

スノデ、今回ハ地方競馬ハ全部廢止致シマスコトニ軍馬資源保護法ニ依ツテ定メルノデアリマスガ、其ノ廢止ヲ全然地方ニ致シテシマヒマスト云フコトハ、馬事ノ知識ノ普及ト云フ點カラ見テモ適當デナイト考ヘテ居リマス、ソレカラモウ一面軍用保護馬ニ付テハ鍛錬ヲ加ヘルコトニ致シマシテ、其ノ鍛錬ハ、一般ニ全部ノ軍用保護馬ニ付テハ普通鍛錬ヲ致スノデゴザイマスガ、其ノ普通鍛錬ヲ致シマシタ軍用保護馬ノ成績ノ宜シイモノヲ選ビマシテ鍛錬競技ヲ行ハシメル、其ノ鍛錬競技ノ中、一府縣一箇所以内、北海道三箇所以内ヲ限リマシテ鍛錬馬競走ヲ行ハシメマシテ、此ノ鍛錬馬競走ニ於キマシテハ、額面三圓以内ノ優等馬票ヲ發行スルコトヲ得ル、斯ウ云フコトニ致スノデアリマシテ、今御話ノヤウニ、其ノ地方競馬ヲ廢止致シマスコトニ依リマシテ、是迄ノ賣上金ト云フモノハ全部無クナリマスガ、其ノ代リ鍛錬馬競走ヲ致シマス時ニ優等馬票ヲ發行致シマスモノガ若干出ル譯デゴザイマス、併シナガラソレハ箇所数ガ、只今申上ゲマシタヤウニ地方競馬ハ百十六箇所ガ廢止サレルノデアリマスガ、新シイモノハ、鍛錬馬競走ハ最モ多ク認メラレマシテモ各府縣一箇所以内、北海道三箇所

スノデ、今回ハ地方競馬ハ全部廢止致シマスノデ、尙施行ノ日數モ、地方競馬ニ於キマシテハ春秋二回、一回ノ開催日數ガ六日デゴザイマシタノヲ、四日以内ニ改メマシタ點、又縣外馬ノ出走ヲ認メマセヌコトニ付テシマシテ、地方長官ガ鍛錬ヲ致シマシタ其ノ管内ノ軍用保護馬ヲ出走セシメルト云フコトニ致シマシタヤウナ點カラ、鍛錬馬競走ニ於キマスル優等馬票ヲ發行額モ、是ハ相當ニ減少スルモノト考ヘテ居リマス、減少致シマスルノハ、只今申上ゲマシタ鍛錬馬競走ノ方ガ地方競馬ニ代ツテ行ハレマスル場合ノ、賣上高ノ減少ハ御話ノ通リニナルト考ヘテ居リマス○大島健一君 サウシマスト競馬會ノ方ハ、收入ト云フモノニハ餘リ影響ハナイコトニ走ニ於キマスル優等馬票ヲ發行額モ、是ハ相當ニ減少スルモノト考ヘテ居リマス、減少致シマスルノハ、只今申上ゲマシタ鍛錬馬競走ノ方ガ地方競馬ニ代ツテ行ハレマスル場合ノ、賣上高ノ減少ハ御話ノ通リニナルト考ヘテ居リマス○政府委員(荷見安君)日本競馬會ノ方ハ、收入ト云フモノニハ餘リ影響ハナイコトニ走ニ於キマスル優等馬票ヲ發行額モ、是ハ相當ニ減少スルモノト考ヘテ居リマス、減少致シマスルノハ、只今申上ゲマシタ鍛錬馬競走ノ方ガ地方競馬ニ代ツテ行ハレマスル場合ノ、賣上高ノ減少ハ御話ノ通リニナルト考ヘテ居リマス○大島健一君 サウシマスト競馬會ノ方ハ、收入ト云フモノニハ餘リ影響ハナイコトニ走ニ於キマスル優等馬票ヲ發行額モ、是ハ相當ニ減少スルモノト考ヘテ居リマス、減少致シマスルノハ、只今申上ゲマシタ鍛錬馬競走ノ方ガ地方競馬ニ代ツテ行ハレマスル場合ノ、賣上高ノ減少ハ御話ノ通リニナルト考ヘテ居リマス○政府委員(荷見安君)日本競馬會ノ方ハ、收入ト云フモノニハ餘リ影響ハナイコトニ走ニ於キマスル優等馬票ヲ發行額モ、是ハ相當ニ減少スルモノト考ヘテ居リマス、減少致シマスルノハ、只今申上ゲマシタ鍛錬馬競走ノ方ガ地方競馬ニ代ツテ行ハレマスル場合ノ、賣上高ノ減少ハ御話ノ通リニナルト考ヘテ居リマス○大島健一君 サウシマスト、先づ大體何

カ變ヅタコトガナケレバ、此ノ規定ガ行ハレ  
マシテモ、日本競馬會ノ方ハ凡ソ從來位ノ  
金額ガ上ツテ來ルコトニナリマスガ、鍛錬馬  
競走、即チ今日ノ地方競馬ニ相當スルモノ  
ハ非常ニ減ヅテ來ル、斯ウ云フコトニナリマ  
スト、其ノ金額ノ減少ハ、此ノ只今ノ百分  
ノ十一云々、此ノ算盤ノ方ニハ影響ハ致シ  
マセヌデゴザイマスカ

○政府委員(荷見安君) 其ノ鍛錬馬競走ノ  
施行ニ依リマシテ、馬票ヲ賣ル金額ノ減少  
致シマスル方ハ、只今ノ競馬法ノ臨時特例  
ノ法律案ニ依ル變更ノ方ニハ影響シナイト  
思ヒマス

○大島健一君 今迄此ノ地方競馬ニモ馬券  
ヲ賣ツテ居リマシタノデ、入場料ノミナラ  
ズ、非常ナ多額ノ收入ガアルノデアリマセ  
ウカラ、ソレニ付テハ矢張リ一般ノ競馬法  
ニ依ツテ律セラレテ居ッタノデハナイノデゴ  
ザイマスカ

○政府委員(荷見安君) ソレハ農林省ト内  
務省ノ兩省令ニ依リマスル地方競馬規則ニ  
依ツテ律セラレテ居リマシテ、勝馬投票券ト  
云フノデナクテ、景品券付ノ入場券ヲ發賣  
スルト云フヤウナコトニ依ツテ行ハレテ居リ  
マシタノデス

○堀切善次郎君 材料ノ要求ヲ致シタイト  
ト

思ヒマス、日本競馬會ノ十三年度ノ豫算ヲ

戴キマシタガ、此ノ收入ノ方ニ付テ見タイ  
ト思ヒマスノデ、是ハ收入ガ唯一本ニナッテ  
居リマスガ、此ノ内入場料トカ、歩合金ト  
カ、繰越金トカ區別ガアラウト思ヒマスカ  
ラ、其ノ内譯ヲ……ソレカラ十三年度ト決  
算ガモウ明カニナツテ居ルカト思ヒマスガ、  
十三年度ノ收入ノ方ノ決算ガ見タイト思ヒ  
マス、或ハ其ノ決算ハマダ色々ナ手續方濟  
ンデナイカトモ思ヒマスガ、實際ノ數字ヲ  
見タイト思ヒマスノデ、實際ノ分リマスヤ  
ウナ收入ノ方ノ決算ヲ戴キタイト思ヒマス  
○政府委員(荷見安君) 今ノ御手許ニ差上  
ゲマシタ分ノ收入ノ方ノ内譯ハ、是ハ判然  
スルト思ヒマスガ、今課長ニ尋ねマシタノ  
デハ、決算ノ方ハマダ極リガ付イテ居ヌ  
ヤウナ話デゴザイマスルガ……

○大島健一君 何カ入場料トカ歩合金ヲ  
想定シマス此ノ收入ヲ想定スルコトノ出來  
ルヤウナ、或ハ入場者ノ數トカ、此ノ馬券  
ノ賣上ノ額トカデスナ、ソレヲ豫算ト對照  
シテ分リマスマイカ、何カ……

○政府委員(荷見安君) 大體ハ判明スルト  
思ヒマスカラ、サウシタラ……

○委員長(伯爵溝口直亮君) 他ニ、此ノ法  
案バカリデナクテ宜シイガ、外ノ法案ニ付

テノ材料ノ御要求ガアレバ、成ルベク早ク

御申出ヲ願ヒマス

○男爵關義壽君 此ノ間要求シタノデスガ、

牧野法ノ面積、詰リ馬一匹ニ付テ何町歩ト  
云フヤウナコトヲ御示シ下サルコトヲ要求

致シテ置キマシタガ、マダゴザイマセヌカ  
ラ早ク御願ヒ致シマス

○委員長(伯爵溝口直亮君) 本日ハ此ノ程  
度ニ於テ委員會ヲ閉デマス、尙一ツ御諮リ

致シタインハ、委員外ノ松村眞一郎君ガ本  
委員會ニ出席シテ質問ヲシタイト云フ御希

望ガゴザイマスカラ、此ノ次ノ機會ニ於テ

許シタイト存ジマスガ、御異議ゴザイマセ  
ヌカ……ソレデハ次ノ委員會ハ明後日ノ午

前十時カラト云フコトト致シマス

馬政局事務官 伊藤莊之助君

陸軍少將 中村 明人君

馬政局長官 荷見 安君

陸軍騎兵大佐 栗林 忠道君

馬政局技師 佐々田伴久君

政府委員

説明員

陸軍少將 中村 明人君

馬政局長官 荷見 安君

陸軍騎兵大佐 栗林 忠道君

馬政局技師 佐々田伴久君

陸軍騎兵大佐 栗林 忠道君

馬政局技師 佐々田伴久君

出席者左ノ如シ

午後二時五十五分散會

委員長 伯爵溝口 直亮君  
副委員長 男爵千田 嘉平君

委員 侯爵西郷 従徳君

侯爵四條 隆徳君

子爵高倉 篤麿君

子爵曾我 祐邦君

大島 健一君

貴族院軍馬資源保護法案特別  
委員會議事速記録第三號正誤

貴族院軍馬資源保護法案特別  
委員會議事速記録第三號正誤  
第三號中 說明員佐久田伴久君トアルハ佐々田伴  
久君ノ誤ニ付訂正ス

宇佐美勝夫君

堀切善次郎君

男爵關 義壽君

男爵佐藤達次郎君

次田大三郎君

金杉英五郎君

三橋 彌君

宇野 勇作君

米原 章三君

昭和十四年三月十三日印刷

昭和十四年三月十四日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局